

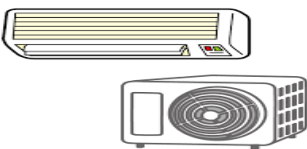
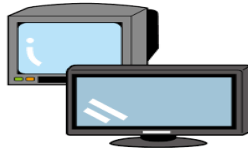
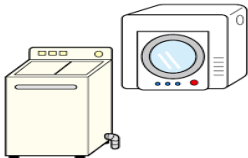
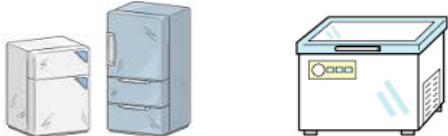

廃棄物の減量と資源の有効利用の観点から、廃棄物のリサイクル推進の新たな仕組みを構築するため、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）が施行されました。

この法律では、エアコン、テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ式）冷蔵庫冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機の6品目を特定家庭用機器として指定し、小売店は消費者から排出された6品目を回収し、製造業者等は再商品化するよう役割分担することで、リサイクルを推進しています。

- ①お買い上げ小売店又は買い換え時に小売店に引き取りを依頼してください。
 ②購入されたお店が廃業したり遠方などで処理を依頼できない場合は、環境課にご相談ください。
 ※ 郵便局で「家電リサイクル券」を購入後、直接指定引取場所まで自己搬入することもできます。
 （自己搬入した場合は収集・保管運搬料は無料となります。）

- ①「リサイクル料金」が必要です。
 ②郵便局でメーカー名・品名を申し出たうえ「リサイクル料金」を支払い家電リサイクル券をお求めください。
 ※テレビの「リサイクル料金」は、メーカー・型番（大きさ）・ブラウン管式・（液晶・プラズマ式）によって料金が異なりますのでご注意ください。
 ※冷蔵庫・冷凍庫の「リサイクル料金」はメーカー・全定格内容積（総内容量）によって料金が異なりますのでご注意ください。
 ※収集・運搬を環境課に依頼した場合は「リサイクル料金」と別に**収集・保管運搬料2,000円**が必要です。
 ※未来クルパーク21に自己搬入しても一時保管し指定引取場所に搬入するため**収集・保管運搬料2,000円**が必要となります。
 ★詳しくは環境課にお問い合わせください。
 環境課 TEL 0877-63-2808

対象となる家電品目（業務用はすべて対象外です。）

エアコン（室外機を含む）	テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式）
	
洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫及び冷凍庫
	
自己搬入の場合 郵便局で家電リサイクル券を購入	指定引取場所
	<ul style="list-style-type: none"> ●日本通運（株）坂出支店丸亀営業 丸亀市蓬萊町28-3 TEL 0877-22-8209 ●岡山県貨物運送（株）四国主管支店 坂出市沖の浜30-75 TEL 0877-45-4555

指定引取場所

一般財団法人 家電製品協会 家電リサイクル券センター
 TEL 0120-319-640 受付時間：9時～18時（日、祝日は休み）

ふれあい戸別収集とは…



燃えるごみ・燃えないごみ・資源ごみをごみ集積場所まで出すことが困難な一人暮らしの高齢者等や障がい者に対して、環境課の職員が声かけをしながら戸別訪問してごみを収集します。

ふれあい戸別収集の対象となる方は…

- ① 高齢者等 概ね65歳以上の方で、介護保険制度の要支援又は要介護の認定を受けている方
- ② 障がい者 身体障害者手帳に1級又は2級と記載されている方
療育手帳に④、A又は⑤と記載されている方
精神障害者保健福祉手帳に1級又は2級と記載されている方
- ③ 上記に掲げる方と身体状況等が同等であると市長が認定した方

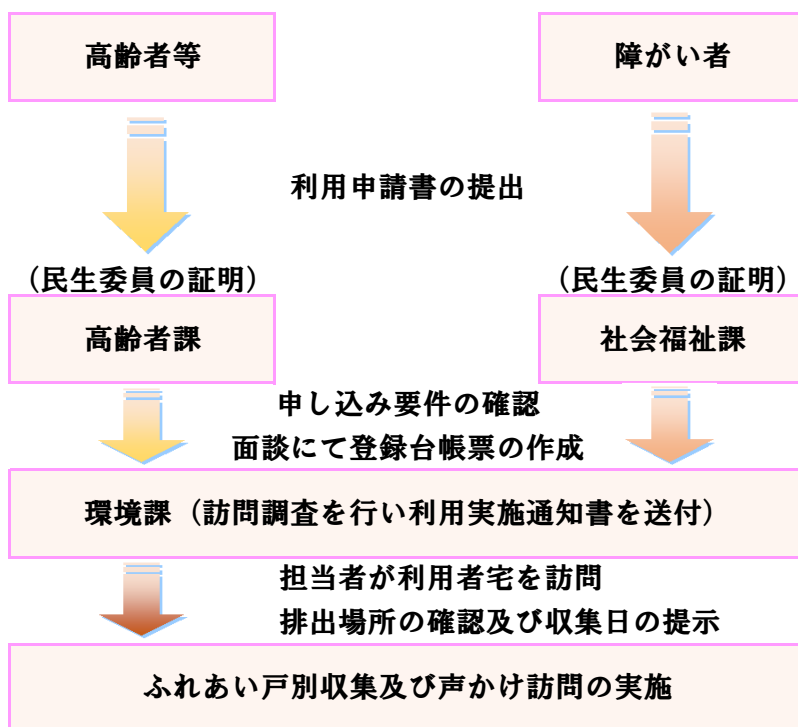
※なお、同居者が高齢者等、障がい者、虚弱者又は年少者で、家庭系ごみを集積場所まで持ち出すことが困難であると市長が認めた場合は、ふれあい戸別収集の対象者となります。

ごみの種類と収集日など…

- ① 収集するごみの種類は、燃えるごみ、燃えないごみ及び資源ごみとします。
- ② 燃えるごみの収集は週に一度、燃えないごみ及び資源ごみの収集は月に一度、指定する日に収集します。
- ③ 決められた日時に、事前に決定した排出場所（門先・玄関先）に出してください。

※収集日の指定はできません。

戸別収集の実施までの流れ



お問い合わせ・・・ご相談は・・・

(高齢者課)	(社会福祉課)	(環境課)
☎ 0877-63-6331	☎ 0877-63-6339	☎ 0877-63-2808